

広 告 規 制 関 係 参 考 資 料

現在広告が認められている事項

(下線は前回改正により追加されたもの)

○ 医療法に定めがあるもの

- ・ 医師又は歯科医師である旨
- ・ 診療科名（政令で定めるもの、厚生大臣の許可を受けたもの）
- ・ 病院又は診療所の名称、電話番号、所在地
- ・ 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- ・ 診療日又は診察時間
- ・ 入院設備の有無
- ・ 療養型病床群の有無
- ・ 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称

○ 厚生大臣の定める事項（告示）

- ・ 保険医療機関、救急告示病院など
- ・ 厚生大臣の定める施設基準に適合する保険医療機関である旨
(例：緩和ケア病棟、開放型病院、老人性痴呆疾患病棟等)
- ・ 新看護等の基準等に適合する保険医療機関である旨
(例：3対1看護、入院患者2.5人に対して看護職員1人の配置等)
- ・ 入院時食事療養の基準等に適合する保険医療機関である旨
(例：特別食の実施、複数メニュー用意等)
- ・ 予約診療の実施（例：平日〇〇時～〇〇時予約受付等）
- ・ 休日又は夜間における診療の実施
- ・ 往診、在宅医療（訪問看護を含む）の実施
- ・ 総合的な健康診査の実施（例：半日人間ドックの実施等）
- ・ 健康相談の実施（例：歯の健康相談等）
- ・ 健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生大臣の定める療養等に規定する療養の実施
(例：特別の療養環境の提供（1日〇〇円）等)
- ・ 入院患者に対して提供する役務（例：貸しシーツ1日〇〇円等）
- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業員の員数
- ・ 病床数又は病室数
- ・ 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に関する事項
(例：食堂〇〇人収容、機能訓練室（〇〇m²）等)
- ・ 併設施設の名称（例：老人保健施設〇〇併設等）
- ・ 駐車設備の有無

広告規制を緩和した場合に考えられる事項（例）

- 医師の年齢、性別、肖像（写真を含む）、学歴、経歴（診療分野を含む）又は略歴、臨床研修を終えた施設（診療分野を含む）
- 学位の有無、卒業年度
- 医療機器の有無（現在は医療内容に関わるものとして禁止）
例）エコー、X線検査機器、心電図、CT、腎臓結石破碎用機器設置
- 一定の疾病の取扱件数（手術件数を含む）
- 中立的な医療機能評価機関が行う医療機能評価の結果
- 診療録及び診療記録の提供に関する事項
- 対応可能な言語
例）中国語使用可能
- 治験の実施
- 専門医・認定医
(認定機関を表示するべきかどうか)
- 標榜診療科
(現在広告が認められていないものがあり、その取扱いをどのようにするべきか。)
- 介護保険に伴う事項
(例 介護保険適用療養型病床群等)
- 医療内容に関する事項（得意とする診療分野、治療方針、治療方法を含む）
例）糖尿病、慢性腎炎等の食事療法、在宅療法（腹膜透析、末期患者往診、在宅リハビリ等）、透析療法
日帰り手術
予防接種（種別）
胃ガン検診
乳幼児検診
禁煙外来、アトピー外来
漢方薬処方

医療法等の一部を改正する法律案要綱(諮詢書)
一抄一

平成12年2月10日

二 医療における情報の提供の推進に関する事項

医業等に関して広告できる事項として、「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨」及び「助産録に係る情報を提供することができる旨」を追加すること。

また、次の事項を広告できる事項とするよう、厚生大臣が定める事項を追加すること。

- ・財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- ・医師の略歴、年齢（生年月日）及び性別
- ・共同利用できる医療機器
- ・対応可能な言語（手話及び点字を含む。）
- ・予防接種（種別）
- ・健康診査の実施（「総合的な健康診査の実施」の変更）
- ・保健指導及び健康相談の実施（「健康相談の実施」の変更）
- ・介護保険の実施に伴う事項（紹介をすることができる介護関連施設の名称等）

医療法等の一部を改正する法律案要綱について（答申）
一抄一

平成12年2月21日

⑤ 医業等に関する広告の規制

医業等に関する広告の規制については、当面、当審議会が昨年7月に提出した「医療提供体制の改革について（中間報告）」において示した基本的な考え方を踏まえて検討すること。

さらに、広告等の医療における情報提供の在り方について、基本的な検討が必要と考える。

医療提供体制の改革について（中間報告）

—抄—

平成11年7月1日

4 医療における情報提供の推進

(3) 医療機関の広告規制の在り方

① 基本的考え方

医療に関する広告については、従来、客觀性を欠く情報や不正確な情報から患者を保護する観点に立って、これを医療法で原則的に禁止した上で、一部の事項についてのみ広告することが認められてきた。

しかし、患者が自らの判断により適切な医療機関を選択するために必要な情報は可能な限り患者・国民に対し提供していくことが望ましいことから、特に客觀性がある情報や事実に関する情報など検証が可能な情報については、法律で一律に禁止するのではなく、広告の可否を個々の医療機関の自主的な判断に委ねることで患者の要望に応えていくという考え方を探っていくべきである。

こうした観点に立って、現行の医療法に基づく広告規制の緩和を図る必要がある。

② 当面の取組み

今後は、医療機関や医療従事者についての事実や客觀的な情報、中立的な医療機能評価機関が行う医療機能評価の結果などの検証が可能な事項については、幅広く広告することができるとしてるべきである。

また、診療内容に関する事項など検証が困難なものについては、その広告の可否について慎重な検討を加えた上で、個別に広告しうる事項としていくことが望ましい。

さらに、虚偽広告、比較広告、誇大広告又はいわゆる「イメージ広告」等患者を不当に誘導するおそれのある広告への対応や媒体に関する規制の在り方等についても、今後検討していく必要がある。

なお、介護保険制度の導入により、一部の医療施設は介護保険制度の対象施設の一つとなるが、医療における広告規制の緩和に当たっては、こうした介護保険制度の対象施設間の広告のあり方のバランスにも配慮していく必要がある。